

休眠預金等活用法の施行に伴う各種預金規定等の改正について

弊行では、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます）が、平成30年1月1日から施行されることに伴い、以下の預金規定を改正させていただきます。

なお、改正後の新規定は、既にお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

<対象となる預金規定>

当座勘定規定、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定
定期預金規定（共通規定）、積立型定期預金規定（自由型・目標型）、定期積金規定
通知預金規定（証書式）、通知預金規定（通帳式）

<改正日>

平成30年1月1日（月）

<規定の改正内容について>

「休眠預金等活用法に係る異動事由」および「休眠預金等活用法に係る最終異動日等」の条文を追加。

詳細は添付ファイルをご参照ください。 ⇒



<異動事由について>

添付ファイルをご参照ください。 ⇒

